

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成 26年 10月 8日					
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号		報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 日本マクドナルド株式会社 代表取締役 サラ・エル・カサノバ 電話 03 - 6911 - 6000					
主たる業種	飲食業 ハンバーガー・レストランチェーンの経営並びにそれに付随する一切の事業				細分類番号	7 6 9 1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成 23年 4月から平成 26年 3月まで						
基本方針	平成23～25年度の温室効果ガス排出量を基準年より3%以上削減する						
計画を推進するための体制	店舗開発本部、ナショナルオペレーション本部 (営業本部)、CSR部が連携した組織によって逐次に温暖化防止に向けた実行計画をし、導入を推進する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20～22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	5,662.4 トン	5,315.2 トン	5,485.0 トン	5,491.3 トン	-4.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,880.7 トン	5,315.2 トン	5,485.0 トン	5,491.3 トン	-7.7 パーセント	
実績に対する自己評価		震災に影響による、節電対策を京都市を含め全国で展開による効果。照明の徹底したON/OFF管理、空調温度設定管理によるものである。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率
	店舗	事業活動に伴う排出の量 (100000レジカント)	38.08	34.53	34.01	36.35	-8.19 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		店舗数が1店舗減の状況でレジカントが減る傾向にありながら原単位削減率は実排出量削減率より上回った結果は、店舗の管理実施の徹底によるものと考えます。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考	
		8.0 パーセント	8.0 パーセント	8.0 パーセント	8.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23) 年度	店舗のエネルギー管理システムの継続的な強化。LED照明等の導入。					
	(24) 年度	店舗のエネルギー管理、特に空調管理を室温をベースに木目の細かい管理を実施、ON/OFF管理の徹底、最新空調機及びLED照明等の導入。					
	(25) 年度	店舗のエネルギー管理の徹底、空調設備の入替え、LED照明等の設備の導入					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	従業員の自動車通勤は行なっていません。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	-					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項		平成25年8月27日、代表取締役が原田永幸からサラ・エル・カサノバに交代。					

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。